

埼玉県地域保健医療計画推進協議会在宅医療部会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）の推進に当たり、在宅医療提供体制の整備等の取組を評価・検証するため、埼玉県地域保健医療計画推進協議会在宅医療部会（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 在宅医療部会に部会長を置く。

2 部会長は、埼玉県地域保健医療計画推進協議会の会長が指名する。

3 部会の構成員は部会長が定める。

4 部会長は会務を整理し、部会を代表する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に構成員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(役割)

第3条 在宅医療部会は、次の事項について、検討・協議するものとする。

(1) 地域医療計画の策定、進捗に関すること（共通）

(2) 在宅医療提供体制の構築に関すること

(3) 在宅医療に関わる医療人材の確保・育成に関すること

(4) 訪問看護の推進に関すること

(5) 地域包括ケアシステム（在宅医療・介護連携等）の推進に関すること

(6) 人生の最終段階における医療・ケアの普及啓発に関すること

(7) その他在宅医療に関する諸課題について

(会議)

第4条 会議については、埼玉県地域保健医療計画推進協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第9条第7項の規定に基づき、協議会設置要綱第6条の規定を準用する。

(学識経験者等の招へい)

第5条 部会長は、専門の事項を協議するため、当該事項に関する学識経験者等の意見を聴く必要があると認めるときは、当該学識経験者等を招へいするよう医療整備課長に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の公開については、協議会要綱第9条第7項の規定に基づき、協議会設置要綱第8条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 在宅医療部会の庶務は、医療整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、在宅医療部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。